



赤い羽根共同募金 2016《10月1日～12月31日》 地域版

神奈川県共同募金会茅ヶ崎市支会
(社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉協議会内)
〒253-0044
茅ヶ崎市新栄町13-44
TEL0467(85)9650
FAX0467(85)9651

ちがさきだより

昨年、皆さまからお寄せいただいた共同募金の寄付金額と
その用途について、次のとおりご報告いたします。
温かいご支援をいただき、ありがとうございました。



平成27年度の
共同募金寄付総額 **24,790,424円**

赤い羽根募金
15,784,434円



赤い羽根募金のつかいみち
(配分総額 11,388,948円)

- 社会福祉協議会 4,998,948円
12地区社会福祉協議会や、障害者団体への支援に役立てられます。
 - 民間社会福祉施設・団体 6,390,000円
 - ◎ 施設整備費
 - (福)西久保保育会 西久保保育園 (園舎外壁塗装工事) 2,080,000円
 - (福)翔の会 水平線 (レントゲン機器購入) 3,110,000円
 - ◎ 市区町村社協整備費 (コピー機購入) 500,000円
 - ◎ 在宅福祉援助費
 - (特)フューチャー 300,000円
 - (特)ワーカーズ・コレクティブー心 300,000円
 - (特)湘南シニアサービス 100,000円
- (いずれも在宅福祉サービス実施のための事業費)
- ※ 募金額との差額につきましては、県内の社会福祉施設などの配分や被災地支援活動を展開するための資金として拠出されました。
- ※ 「公益財団法人原田積善会」様より次のとおり助成いただきました。
- (特)パーソナルサービスセンタートムトム からんころん (利用者作業用織り機整備事業) 280,000円

ありがとうメッセージ

▼(特)湘南シニアサービス(在宅福祉援助費)

寄付金は障害者、高齢者の外出支援活動に役立たせて頂いております。大変なご厚意に団体職員一同感謝申し上げます。



年末たすけあい募金
9,005,990円



年末たすけあい募金のつかいみち
(配分総額 8,832,000円)

- 要援護世帯 5,629,000円
- 在宅寝たきり・認知症高齢者介護人 2,375,000円
- 障害者地域活動支援センター及び訓練会 828,000円

※募金との差額については28年度で配分します。

寄付金が
配分される
まで

民間福祉団体からの配分申請を受け付けます。
4月中旬～6月末

募金期間中、各方面へ使途計画を公表して、寄付金を募集します。
10月1日～12月末

配分委員会で配分申請事業の内容を審査します。委員18名が分担して配分申請施設の実地調査も行います。
11月～翌年2月末

理事会・評議員会で配分を決定します。理事・評議員は地域の代表・各界各層の代表で構成されています。
3月中旬

配分決定を受けた福祉団体による、さまざまな福祉活動が展開されます。
4月～

★湘南ベルマーレは赤い羽根を応援しています！



©SHONAN BELLMARE ©1993 SHONAN.BM
Bellmare

赤い羽根共同募金にご協力をお願いします！

（募集期間）10月1日～12月31日
※1月1日～3月31日は、企業との協働事業を展開します。

AQ 募金なのに、どうして目標額があるの？

地域福祉を進めるために、活動資金をあらかじめ把握して、計画的に募金を行うことが「社会福祉法」で定められているからです。
募金は任意ですが、地域福祉を応援するためにご協力をお願いします。

AQ 共同募金ってなに？

共同募金は、民間が行う寄付金募集として、毎年、厚生労働大臣の告示により実施する「たすけあい」の運動です。共同募金は、戦後復興の一助を担うために今から70年前の昭和22年に創設され、現在では、皆さまがお住まいの地域の中で様々な福祉活動に役立てられています。皆さまの善意を適正に取り扱うために、募金の使いみちなどが「社会福祉法」で定められています。



AQ 共同募金って何に使われるの？

募金の7割は、あなたの町の高齢者や障がい者の家事援助や配食・会食サービス、子育て支援などの草の根的ボランティア活動などに役立てられています。募金の3割は、児童養護施設の遊具や障がい者施設の福祉車両の整備など、県内の福祉施設への支援をはじめ、国内大規模災害時の災害ボランティア活動に役立てられています。



平成28年度の目標額は **12億1,100万円**

税制の特典があります！

- 個人の場合は…所得税・住民税は2,000円を超える金額が寄付金控除の対象となります。
- ※故人の遺産を寄付される場合は、租税特別措置法第70条により「相続税」が非課税となる優遇措置があります。
- 法人の場合は…「全額損金」扱いとなります。（詳しくは、本会までお問い合わせください）
- 共同募金の使途は、「はねっと」で公開しています。 <http://www.akaihane.or.jp/hanetto>
- 社会福祉法人神奈川共同募金会では、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年5月30日・法律第57号）に基づき、個人情報を適正に取り扱います。
- 寄付のご相談・ご照会は、社会福祉法人神奈川共同募金会までご連絡ください。
〒221-0844 横浜市神奈川区沢渡4-2 電話 045-312-6339



おかげさまで70周年